

学校選択制のご案内

令和7年度入学者対象

令和6年9月
調布市教育委員会

1 学校選択制とは

調布市立小・中学校に入学する場合、通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められています。学校選択制は学区域外の学校（指定校以外）を希望すれば、受入れ予定人数の範囲内で入学することができる制度です。

2 学校選択ができる方

- (1) 調布市に在住し、『令和7年度に新1年生』として市立中学校に入学予定の方
- (2) 上記の対象者のうち、提出期限までに学校選択制希望票を提出した方

3 学校選択制で選べる学校

すべての調布市立中学校から1校を選択して希望することができます。ただし、学区域の学校（指定校）を希望する方が優先されますので、それぞれの学校の受入れ予定人数を超えた場合は抽選となることがありますので御留意ください。

※ 令和7年度の各中学校の学校選択制受入れ予定人数については、11月初旬頃に御家庭に郵送する「就学(入学)通知書／就学(入学)予定連絡票兼学校選択制希望票」に同封の「学校選択制と入学手続きについて」でお知らせします。

4 学校選択制希望者が受入れ予定人数を超えた場合

特定の学校に学区域外からの希望が集中して教室数などの施設面で希望者全員の受入れが困難な場合には、公開抽選により入学者を決定します。

- (1) 抽選の対象となる方は、学区域外からの希望者です。(抽選が実施された場合でも、学区域の学校（指定校）の希望者は全員入学することができます。)
- (2) 抽選をする場合は、抽選対象者に日時・会場を通知します。また、調布市のホームページでも抽選となった学校を公表しますので御確認ください。

5 学校選択制の手続き

11月初旬頃に「就学(入学)通知書／就学(入学)予定連絡票兼学校選択制希望票」を御家庭に郵送いたします。内容をよく御確認いただき、お手続きください。

※ 学校選択制を利用する方と、学校選択制を利用せず指定校を希望する方では提出期限（締切日）が異なるので御注意ください。

○学校選択制を利用する方の「学校選択制希望票」の提出期限（締切日）

令和6年11月14（木）必着

6

学校選択制のスケジュールについて(予定)

令和6年							令和7年			
9月上旬	11月初旬	11月14日	11月21日～ 11月27日	12月4日	12月17日	12月下旬	2月7日	4月		
送付 制度案内等（本案内）を配布または	学校選択制希望票」を御自宅に送付	「就学（入学）通知書」 就学（入学）予定連絡票兼 学校選択制希望票」を御自宅に送付	「就学（入学）通知書」 就学（入学）予定連絡票兼 学校選択制希望票」を御自宅に送付	選択希望票の提出期限 （学校選択制を利用する方）	申請状況の中間公表 及び変更・辞退申請期間	最終公表（抽選実施の有無を公表）	公開抽選実施（必要な学校のみ）	選択希望申請結果の通知（「就学（入学）通知書」）を発送	就学（入学）予定連絡票の提出期限 （学区外の学校を希望する方・選択制により学校が変わった方）	提出 「就学（入学）通知書」を中学校へ

7

学校の情報

(1) 学校説明会

お子さまや保護者の方に学校の様子を直接御覧いただくことができるよう、各中学校では学校説明会の実施を予定しています。説明会の日程は、添付の日程一覧表を御覧ください。詳細については直接学校へ御確認ください。

※ 学校へお越しの際は、上履きをお持ちください。

(2) 子ども向けの中学校案内

中学校に入学するお子さま向けに作成した部活動実施状況の一覧や各中学校の特色等を記載した学校案内を添付していますので御覧ください。また、同様の情報を調布市のホームページにも掲載します。

8

学校を選択する際の注意点

(1) 学校公開などを通じて、学校の教育活動や様子を実際に御覧いただき、お子さまと十分に御相談のうえ、希望に沿った学校をお選びください。

(2) 学校選択制により希望する学校に決まった場合には、選択希望を変更・辞退することはできませんので、希望票の提出には慎重に御検討ください。

やむを得ず、希望票を提出後に取り下げの場合には、変更・辞退申請期間中に必ず届出をしてください。《変更・辞退申請期間：11/21～11/27》

(3) 通学は「徒歩」または「公共交通機関（電車・バス）」になります。

※学校選択制で希望した学校への自転車通学は認められていません。

通学の安全に保護者として責任が持てるよう、通学の方法や所要時間などを考慮し、ルールを厳守したうえで、卒業まで無理なく通える学校をお選びください。

また、学区外からの通学について、各学校で安全に配慮した対応を行っております。学校からの指示には必ず従うようお願いいたします。

(4) 兄姉が在学中であることを理由とした弟妹の優先的な入学はできません。

また、双子など新1年生同士の兄弟姉妹であっても、同じ学区外の学校を希望する場合は、それぞれで申込みいただき、その結果により入学先を決定します。

- (5) 調布市立第七中学校はしうち教室への入室については、面談等別途手続きが必要となります。第七中学校入学・在籍が入室の条件ではありませんので選択する際は御留意ください。詳しくは、指導室（電話 042-481- 7718・7719）まで御相談ください。
- (6) 特別支援学級への就学については、状況に応じて適切な教育を受けることができるように「就学相談」が必要となりますので、教育相談所（電話 042-481-7634）まで御相談ください。

9

学校選択制に関するQ&A

Q 1 複数の学校を選択できますか？

A 選択できる学校は調布市立中学校8校のうち1校だけです。

Q 2 学校を選ぶ際に、理由の申し出は必要ですか？

A 必要ありません。学校公開などで、実際に学校を御覧いただき、お子さまと十分に御相談のうえ、希望の中学校を選択してください。

Q 3 私立（国立・都立）中学校受験も検討していますが、合格発表は2月頃になります。学区域外の市立中学校に入学することになる場合も考え、選択希望票を提出することはできますか？

A 提出することができます。

なお、調布市立中学校以外の私立中学校等への入学が決まりましたら、学校長が発行する「入学承諾（許可）書」などを速やかに学務課まで提出（郵送可）してください。すぐに提出できない場合は、必ず電話にて御連絡をお願いします。

私立・国立・都立中学校への進学者数は、補欠登録者の繰り上げ当選に大きな影響を及ぼしますので、速やかにお手続きをお願いします。

Q 4 個別の事情は配慮されないのですか？

A 公平で透明性のある入学制度実現のため、個別事情についての申し出はお受けできません。

Q 5 選択希望票を提出しましたが、指定校に戻りたい（もしくは違う学校を選択したい）場合はどうすればよいですか？

A 変更・辞退申請期間内（11/21～11/27）に、学務課にて申請してください。申請期間を過ぎますと、変更・辞退はできなくなりますので、御注意ください。

Q 6 抽選はどのような場合に実施されるのですか？

A 申請状況の中間公表時（令和6年11月21日）に希望者が受入れ人数を超えた場合は、抽選の可能性がります。抽選実施の有無については、12月4日の最終公表の際に調布市のホームページで公表するとともに、抽選対象者には個別に日時を通知します。

Q 7 調布市立以外の学校は、選択の対象にはならないのですか？

A この学校選択制で選択できる学校は調布市立中学校のみで、他の自治体の学校を選択することはできません。また、調布市に居住していない方は対象外となります。

Q 8 中学校入学後に調布市内転居の予定があり、4月の入学時から転居先の学校に通いたい場合はどうなりますか？

A 令和7年4月から令和8年3月末までに市内転居が確実で、令和7年4月の入学時から転居先の学区域の学校へ入学を希望する方で、選択希望票の提出期限までに契約等を取り交わしている場合は、転居先住所・転居時期等の記載がある売買契約書や賃貸借契約書などの写しを添付のうえ、選択希望票を御提出ください。転居先の学区域の学校へ入学することができます。

Q 9 調布市へ転入した場合、入学する学校を選ぶことはできますか？

- A
- ・選択希望票の提出期限（11/14）までに転入した場合は、学校選択制度の対象者となります。学区域以外の学校への入学を希望する方は、期限までに希望票を御提出ください。
 - ・選択希望票の提出期限を過ぎた後（11/15以降）、令和7年2月28日までに転入した場合は、受入予定人数を超えた学校以外であれば選択できる場合がありますので、学務課まで御相談ください。

Q 10 提出期限以降に希望票の提出はできますか？

A 提出期限を過ぎた場合、お受けすることはできません。期限内に必ず御提出ください。

<問い合わせ先>

調布市教育委員会 教育部学務課

住所 〒182-0026 調布市小島町 2-36-1 教育会館1階

電話 042-481-7473・7474